

# 学校いじめ防止基本方針

天草市立倉岳中学校

## 1 いじめの防止

### (1) いじめ防止の基本的な考え方

いじめの防止に関して、いじめ防止対策推進法（以下、法）に示されたことを基本的な考えとして、本校におけるいじめ防止の取組を進めていく。

#### ① いじめの定義（法第二条）

この法律（法）において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理やりさせられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するといった、十分な見極めを行わなければならない。

#### ② 基本理念（法第三条）

ア いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行われなければならない。特に、生徒には、様々な背景がある生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の背景を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応する。

イ いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

ウ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### ③ いじめの禁止（法第四条）

児童等は、いじめを行ってはならない。

#### ④ 学校及び学校の教職員の責務（法第八条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### (2) いじめ防止のための取組

#### ① 豊かな情操と道徳心の育成

学校の教育活動全体を通じて全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。そのため、心の教育の中核である道徳の時間を中心に豊かな心を育てたり、命を大切にすることを育む教育の指導プログラムを推進したりするなど、学校全体として生徒の心の教育の充実に努める。

#### ② 豊かな心と人間関係を育む学校行事等の充実

学校行事等では、学年・全校の生徒がその目標に向かって、一致協力する中で、豊かな心を育んだり、人間関係を構築していく貴重な機会である。しかし、その反面、いじめにつながるきっかけを生む機会でもある。いじめ防止の観点で学校行事等を見直し、危機感を持った取組の充実を図っていく。

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意点

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要であるとの認識で指導を進めていく。

## 2 早期発見の在り方

### (1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを共通認識する。そのうえで、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で関わり、いじめを積極的に認知するようにする。

そのために、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、アンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報の共有化を図っていく。

### (2) 早期発見のために

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気作りを行う。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携していく。

本校では、生徒の生徒指導や不登校防止等の観点でこれまでも種々の取組を実施しているが、いじめ防止の観点で取組を見直し、以下の取組についてその視点で再度徹底を図っていく。

- ① 生活ノートの記入と点検による毎日の学級全生徒への声かけと状況把握
- ② 1、2学期の教育相談期間の設定と事前アンケート調査、教育相談の完全実施
- ③ 県教委「心のアンケート」等の実施とその活用
- ④ 毎1回実施する運営委員会・指導推進委員会（生徒指導・特別支援教育）における学年生徒状況の確認と情報の共有化

### (3) 「情報集約担当者」の設置及び役割

教職員自らが児童生徒の小さな変化のサインに気付く力を高めると共に、いじめを把握した場合の早期対応及び組織的な対応への実践力向上を図るため、情報集約担当者を設置し、以下の対応を通していじめの未然防止及び早期解消を図る。

- ① 学校組織におけるいじめに係る情報の迅速な共有化  
(情報収集)
  - ・担任の個別相談から、
  - ・アンケート等の調査結果から
  - ・生徒指導主事、生徒指導部・学年部等を中心にした対応から
  - ・児童生徒、保護者、地域からの情報提供から(情報共有)
  - ・生徒指導推進委員会による職員間の情報共有
  - ・管理職への報告・連絡
- ② いじめを把握した場合の早期対応及び組織的対応
  - ・校長を中心とした全職員による指導体制の確立
  - ・実態把握・分析と対応についての方針決定
  - ・解消に向けた具体的指導の実践への指導・助言
- ③ 関係機関との連携
  - ・保護者の協力及び、状況に応じた関係機関（教育委員会、教育事務所等）や専門機関（スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC))との連携の窓口としての対応

## 3 いじめに対する対応

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、当該生徒が抱える課題や悩みを理解するなど教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組んでいく。

## 4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
  - ・その期間は少なくとも3ヶ月を目安。
  - ・いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
  - ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認。

## 5 組織的な指導体制

### (1) 教育相談体制

- ① 学級担任による定期・不定期の教育相談の実施
- ② 学年部職員・養護教諭等の生徒相談窓口の設置と生徒への啓発・周知
- ③ 「心の居場所推進テーブル」の視点での取組の見直し
- ④ 「愛の1・2・3運動+1」を推進する中でいじめ防止・早期発見、対応
- ⑤ 保護者に対しての相談窓口の設置と主旨等の周知・啓発

### (2) 生徒指導体制

- ① 生徒指導推進委員会によるいじめ防止のための取組の計画・実践
- ② いじめ発生時の対応等の検討・実施
- ③ 生徒指導主事、生徒指導部・学年部等を中心とした個別の対応
- ④ 校長を中心として全職員による指導体制
- ⑤ 校長・教頭を窓口とした関係諸機関との対応

### (3) いじめ防止対策組織

学校が組織的にいじめ問題に取り組むため、その中核となる組織を持つことが規定されている(法第22条)。本校においては、月1回実施している運営委員会、指導推進委員会(生徒指導・特別支援教育)をその中核組織として位置させるかたちで、各学年の個々の生徒について、いじめ問題等の発生はないか、出欠状況等含め心配な状況等はないかを定期的・継続的に確認していく機会とする。なお、緊急時は、生徒指導推進委員会を中心に初期対応に当たるとともに、職員会議を実施し対応の具体策の検討と共通理解を行い、必要に応じて、PTA本部役員、民生・児童委員等(※重大事態の可能性がある場合はSSW、SC等専門家を含む)の協力を仰ぐこととする。

また、上記の組織において、以下の点に留意しながら中核としての機能を発揮させていく。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係聴取、指導や支援の体制・対応方針の検討と決定、保護者等との連携【情報集約担当者の取組を含めた組織的対応】

## 6 校内研修の充実

いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法を具体的に検討し定めていくとともに、年間を通じた取組計画等を定めていくようにする。

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味について

重大事態を、法では下記のように述べている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (2) 重大事態の報告・調査

学校が上記の重大事態の発生を把握したときは、遅滞なく市教育委員会を通じ、県教育委員会に報告する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる責務があることに留意しなければならない。

なお、報告後の調査については、県並びに市教育委員会の指導を受けながら、専門家等を含む調査組織をもとに、迅速・真摯に調査を行っていく。